

決 裁	上下水道課長	参事	課長補佐	工務係	管理営業係

上水道・下水道〔開栓・閉栓〕申込書

豊後高田市長 様 年 月 日

使用開始日	年 月 日から使用		水は出ていますか（はい・いいえ）	
使用中止日	年 月 日まで使用			
水道を使用・中止する場所	豊後高田市（自治会名）			
	【アパート等の名称・部屋番号】			
使用者	住所			
		(フリガナ)	連絡先電話番号	
	氏名		【自宅・携帯・勤務先】 () -	
※注1 自署以外の場合は、本人による委任状又は電話による申込みの確認が必要です。				
設置所有者又は管理人	氏名	(注2)	連絡先電話番号	() -
※注2 使用者と異なる場合に記入します。				
料金納入方法	①口座振替(注3) ②口座継続 ③郵送 ※注3 通帳・通帳印をご持参のうえ、金融機関にて手続きをお願いします。			
引越先	住所			
上記のとおり相違なく、代理により申し込みます。				
代理人	氏名	(注4)	連絡先電話番号	() -

※注4 使用者との関係：親・親族・掃除業者・大家・不動産業者・雇用会社・その他（ ）

【上水道】 該当か所に○印をしてください。

用途区分	①高田地区	②田染地区	③真玉地区	④香々地地区
------	-------	-------	-------	--------

【下水道】 該当か所に○印をしてください。

用途区分	①水道水	②地下水	③水道水・地下水併用	
使用目的 使用人数	①住宅	②官公庁	③事務所	④営業
	⑤その他（ ） () 人			

※上下水道課 記入欄

新設・改造（ ）・既存	
検針区	
水栓番号	
使用者番号	
電算入力	年 月 日
入力確認	

量 水 器	開・閉	年 月 日
	取付・既存・取外（量水器・レバーバルブ式・地上式・他）	
	口径	φ
	番号	
	期限	年 月
	指針	m³
備考		

受 付 印
代理申込（委任状・電話）

(適用範囲)

第1条 豊後高田市（以下「市」という。）が水道使用者との間で締結する給水契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、豊後高田市水道事業給水条例及び関係法令又は一般に確立された慣習によるものとする。

(給水契約の申込み等)

第2条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ市に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水の契約は、開栓申込書の提出若しくは電話等による市の承認により、これを締結したものとみなす。

3 給水の契約は行わず、下水道のみの使用を開始し、休止し、廃止し、若しくは再開するとき、又はその名義を変更するときは、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

4 下水道法第12条の3（特定施設の設置等の届出）、同法第12条の4（特定施設の構造等の変更の届出）又は同法第12条の7（氏名の変更等の届出）の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(給水装置の所有者の代理人)

第3条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市が必要と認めるときは、当該所有者は、市内に居住する者の中から代理人を置き、市に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市に届け出なければならない。

(1) 連合給水装置を使用する者

(2) 共用給水装置を使用する者

(3) 前2号に規定する者のほか、市が必要と認めるもの

2 市は、前項の管理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(メーターの設置)

第5条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、市がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は市が定める。

(メーターの貸与)

第6条 メーターは、市が設置して、水道使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が、管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(料金納入通知書の発送及び納付期限等)

第7条 料金の納入通知書の発送及び納期限は、次のとおりとする。

(1) 納入通知書は、納期限前10日までに水道使用者等に交付する。

(2) 当月分の料金の納期限は、使用した月の翌月の末日までとする。

2 前項の納期限が休日等に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

3 市は、既に料金の納付義務の確定した水道使用者等において公課の滞納処分、強制執行及び競売の開始、破産宣告、法人の解散その他料金の徴収を免れ、又は免れようとする行為があると認めるときは、前2項の規定による納期限前であっても当該納期限を繰り上げて料金を徴収することができる。

4 料金の滞納に係る督促状を発したときは、実費手数料として督促状1通につき100円を滞納者から徴収する。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第8条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を中止し、又は廃止するとき。

(2) 水道の用途を変更するとき。

(3) 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市に届け出なければならない。

(1) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はそれらのものの住所等に変更があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

(給水の停止)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対してその理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道使用者が給水装置に係る工事費及び修繕に要する費用、料金、水道の加入金又は手数料を納期限までに納付しないとき。

(2) 水道使用者が正当な理由がなく使用水量の計量又は給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明で、かつ、当該給水装置の使用がない場合

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって将来使用の見込みがないと認める場合